

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
改正について（議案第 8 1 号）

資産税課

1 改正の理由

地域再生法等の改正により、地域再生計画に沿って地方拠点の強化又は拡充を行う事業者を優遇する措置の延長及び対象施設の範囲が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 固定資産税に係る不均一課税の適用期限を 2 年延長する。
- (2) 固定資産税に係る不均一課税の対象となる施設に子育て施設等を加える。

3 施行期日

公布の日